

ROUTE SIDE COURSE

- No.2、No.8においてティショットがレッドペナルティエリア内にあるか、球は見つからないがレッドペナルティエリア内にあることがほぼ確実な場合、プレイヤーは次のいずれかの処置をとることができる。
 (i) 1打罰のもとに球を指定ドロップ区域にドロップ (ii) 規則17に基づく処置
 2打目以降は、ペナルティエリアの処置(規則17)にてプレーを行う。
- No.2、No.3において第1打目の球がOBの時は特設ティよりプレーイング4で次のストロークを行う。
- No.3、No.4において打った球が隣接ホールに入った場合はOBとする。
- 避雷小屋はNo4ティ、No6ティ、No8ティにあります。



